



福岡医発第 2851 号 (地)

平成 31 年 1 月 25 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松田 峻一良

(公 印 省 略)

難病医療費助成制度における難病指定医に係る研修の開催について
(ご案内)

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課及び北九州市保健福祉局難病相談支援センター並びに福岡市保健福祉局健康医療部保健予防課より標記研修を別添のとおり開催するとのことで周知依頼がありました。

平成 27 年 1 月 1 月からの難病医療費助成制度においては、申請に必要な診断書の作成は「難病指定医」又は「協力難病指定医」として県から指定を受けた医師に限られており、「難病指定医」として指定を受けるためには、学会が認定する専門医資格(別紙 1 参照)を持っていること、または、都道府県知事が行う研修を修了していることが必要です。

本件は、現在、「難病指定医」として指定されていない方で、新たに「難病指定医」の資格を得ようとする方(現在、「協力難病指定医」として指定されており、新たに「難病指定医」の資格を得ようとする方を含む)で 5 年以上の実務経験があり、厚生労働省が定める専門医の資格を有しない方を対象に都道府県知事が行う研修です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

【参加申込みの提出・問合せ先】

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課難病対策係

住所：〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

電話：092-643-3267 FAX：092-643-3331

H P： <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shiteii.html>

公印省略

30 疾病第3622号
北九保総難第144号
保予第1346号
平成31年1月10日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課長
北九州市保健福祉局難病相談支援センター所長
福岡市保健福祉局健康医療部保健予防課長

指定難病医療費助成制度における難病指定医に係る研修開催の周知について（依頼）

保健医療行政の推進につきましては、日頃から格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、指定難病医療費助成制度における難病指定医の指定を受けるためには、都道府県知事又は指定都市の市長が行う研修を修了していることが必要ですが、このたび、難病指定医研修を別添のとおり開催いたします。

つきましては、貴会員へ周知いただきますようよろしくお願いいたします。

福岡県保健医療介護部 がん感染症疾病対策課難病対策係 電話 092-643-3267 FAX 092-643-3331
--

難病医療費助成制度における難病指定医の研修開催のご案内

標記の研修を下記のとおり開催いたしますので、参加を希望される場合は、別添の参加申込書を記載の上、FAXにてご提出をお願いします（郵送でも可）。

【研修会の内容】

難病の医療費助成制度や難病指定医の役割、代表的な疾患、診断基準等について講義を行います。

【対象者】

現在難病指定医として指定されていない方で、新たに指定医の資格を得ようとする方（現在協力難病医として指定されており、新たに指定医の資格を得ようとする方を含む）で、5年以上の実務経験があり、厚生労働省が定める専門医の資格を有しない方（別紙1参照）
※厚生労働省が定める専門医の資格を有する方は研修を受講する必要はありません。指定医の申請書類（指定医指定申請書、医師免許証の写し、専門医証書の写し）を以下の提出先までお送りください。

【日時、場所】

開催日	開催時間	会 場	定 員
平成31年 2月24日(日)	10:30～12:30 (受付 10:00～)	福岡ビル9階 ホールB 福岡市中央区天神1丁目11番17号 地下鉄「天神」駅(東3b番出口)より徒歩約1分 西鉄天神大牟田線「福岡(天神)」駅より徒歩約3分	130名
平成31年 3月3日(日)		北九州市総合保健福祉センター 2階 講堂 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号 北九州市モノレール「旦過駅」より徒歩2分	100名

【その他】

- ・ **お申し込みは先着順にて受付します（申込期限：平成31年2月14日（木）まで。ただし申込みが定員に達し次第、受付終了します）。**
- ・ 研修の修了証は、後日主たる勤務先に郵送します。修了証が届きましたら、必ず指定医の申請を行ってください（申請に必要な書類：指定医指定申請書、経歴書、医師免許証の写し、修了証の写し）。・ 指定医の指定日は申請の日からとなりますが、指定通知書の送付は、申請書受理から1月程度要することもありますので、指定医の申請は修了証が届き次第、早めをお願いします。

【参加申込みの提出先】

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課難病対策係

住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話 092-643-3267 FAX 092-643-3331

【その他指定医関等に関する問い合わせ先】

(北九州市)

北九州市難病相談支援センター TEL093-522-8762

(福岡市)

福岡市保健福祉局健康医療部保健予防課 TEL092-711-4986

(その他地域)

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課難病対策係 TEL092-643-3267

難病指定医について

【責務】

- ・難病の医療費助成の支給認定申請(新規・更新)に必要な診断書(臨床調査個人票)を作成すること。
- ・患者データ(診断書の内容)を登録管理システムに登録すること。(厚生労働省が整備するシステムで、まだ稼働しておりません。詳細が決まり次第、県及び北九州市・福岡市のホームページにてご案内します。)
- ・厚生労働省が定める専門医の資格を有しない難病指定医は、5年ごとに研修を受ける必要があります。

【要件】

以下の要件をすべて満たすこと。

- 診断又は治療に5年以上従事した経験を有すること
- 診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すること
- 厚生労働省が定める専門医の資格を有すること、もしくは都道府県知事・指定都市の市長が行う研修を修了したこと

【申請手続】(専門医を有しない場合)

次の書類を主たる勤務先を管轄する実施主体(県又は北九州市・福岡市)に提出してください。ア、イについては、実施主体のホームページからダウンロードできます。

- ア 指定医指定申請書(様式第5号)
- イ 経歴書(別紙1)
- ウ 医師免許証の写し
- エ 都道府県知事・指定都市の市長が行う研修を修了したことを証明する書類の写し(修了証は後日、送付します。)

【指定医についてよくある御質問】

- Q 難病指定医と難病指定医療機関の違いは何ですか。
- A 難病指定医は難病に係る診断書(臨床調査個人票)を作成できる医師であるのに対し、難病指定医療機関は難病患者の方が医療費助成を受けることができる医療機関です。

- Q 難病指定医と協力難病指定医の違いは何ですか。
- A 難病指定医が新規申請、更新申請の診断書(臨床調査個人票)を作成できるのに対し、協力難病指定医は更新申請の診断書(臨床調査個人票)のみ作成することができます。

- Q 指定医であれば、どの指定難病についても診断書(臨床調査個人票)の作成が可能ですか？
- A 全ての指定難病について作成が可能です。

- Q 指定難病の概要・診断基準・診断書(臨床調査個人票)はどこで入手できますか？
- A 厚生労働省のホームページにて公開されています。URLは以下のとおりです。
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062437.html>)

平成 30 年度福岡県・北九州市・福岡市 難病指定医研修会 参加申込書(兼出席証)

当日は、本書をご持参いただき、研修会終了後、受付にご提出ください。

- 必要事項を記入し、注意事項をご一読の上、お申し込みください。

申込先	福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課難病対策係 「難病指定医研修会」担当者あて FAX 092-643-3331 (郵送の場合の送付先 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7)
-----	--

- 希望される日時・開催場所の会場番号を太枠内の参加会場番号欄に記載してください。

会場番号	開催日	開催時間	開催場所	定員
①	平成31年 2月24日(日)	10:30~12:30	福岡ビル 9階 ホールB	130 名
②	平成31年 3月3日(日)	(受付:10:00~)	北九州市総合保健福祉センター 2階 講堂	100 名

- 太枠内に必要事項を記入してください。

参加希望会場番号	第 1 希望	第 2 希望	←参加可能な会場番号を記載してください
フリガナ			
参加者氏名			
主たる勤務先の 医療機関名			
所在地	〒		
電話番号			
FAX番号			

- 注意事項

- ・ お申し込みは先着順にて受付します(申込期限:平成31年2月14日(木)まで。ただし申込みが定員に達し次第、受付終了します)。
- ・ お申し込み後の受付完了通知等はお送りしていません。定員の超過等により第1希望にご参加いただけない場合のみ、後日別会場を御案内いたします。あらかじめご了承ください。
- ・ 当該研修の対象者は、現在難病指定医として指定されていない方で、5年以上の実務経験があり、厚生労働省が定める専門医の資格を有しない方です。
- ・ FAXによりお申し込みをいただいた方は、本書を捨てずに会場にご持参ください。
- ・ 郵送によりお申し込みをいただいた方は、本書のコピーを会場にご持参ください。
- ・ 公共交通機関でのご来場にご協力ください。

別紙1

- 難病医療費助成制度において、申請に必要な診断書（臨床調査個人票）の作成は「難病指定医」又は「協力難病指定医」として県から指定を受けた医師に限られています。
- 難病指定医としての指定を受けるためには、学会が認定する専門医資格（下図参照）をお持ちであるか、または県の開催する難病指定医研修会を受講する必要があります。
- 指定医の有効期間は、申請日から5年間となっており、5年ごとに更新申請を行う必要があります。更新申請のための必要書類は新規申請時と同様の書類が必要となります。

難病指定医の申請に係る「学会が認定する専門医」とは、厚生労働大臣の定める下表の専門医となります。					
認定機関	専門医の資格	認定機関	専門医の資格	認定機関	専門医の資格
日本内科学会	総合内科専門医	日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医	日本専門医機構	病理専門医
日本小児科学会	小児科専門医	日本心臓血管外科学会			臨床検査専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医	日本血管外科学会			救急科専門医
日本精神神経学会	精神科専門医	日本小児外科学会	小児外科専門医		形成外科専門医
日本外科学会	外科専門医	日本リウマチ学会	リウマチ専門医		リハビリテーション科専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医	日本小児循環器学会	小児循環器専門医		消化器病専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医	日本小児神経学会	小児神経専門医		循環器専門医
日本眼科学会	眼科専門医	日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医		呼吸器専門医
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医	日本周産期・新生児医学会	周産期（新生児）専門医		血液専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医		周産期（母体・胎児）専門医		内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医	日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医		糖尿病専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医	日本生殖医学会	生殖医療専門医		腎臓専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医	日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医		肝臓専門医
日本病理学会	病理専門医	日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医		アレルギー専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医	日本医学放射線学会	放射線診断専門医		感染症専門医
日本救急医学会	救急科専門医	日本医学放射線学会			老年病専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医	日本手外科学会	手外科専門医		神経内科専門医
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医	日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医		消化器外科専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医	日本脊椎脊髄病学会	集中治療専門医		呼吸器外科専門医
日本循環器学会	循環器専門医	日本集中治療医学会			心臓血管外科専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医	日本専門医機構	総合内科専門医		小児外科専門医
日本血液学会	血液専門医		小児科専門医		リウマチ専門医
日本内分秘学会	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医		皮膚科専門医		小児循環器専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医		精神科専門医		小児神経専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医		外科専門医		小児血液・がん専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医		整形外科専門医		周産期専門医
日本アレルギー学会	アレルギー専門医		産婦人科専門医		婦人科腫瘍専門医
日本感染症学会	感染症専門医		眼科専門医		生殖医療専門医
日本老年医学会	老年病専門医		耳鼻咽喉科専門医		頭頸部がん専門医
日本神経学会	神経内科専門医		泌尿器科専門医		放射線治療専門医
日本消化器外科学会	消化器外科専門医		脳神経外科専門医		放射線診断専門医
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医		放射線科専門医		手外科専門医
日本呼吸器外科学会			麻酔科専門医		脊椎脊髄外科専門医
					集中治療専門医